

オープン県庁敷地整備計画

山 梨 県

平成24年3月

目 次

1	計画の目的と位置づけ	1
2	オープン県庁敷地整備の基本的な考え方	1
(1)	来庁者が安心して憩える県庁敷地の整備	2
①	緑地帯の整備と活用	2
②	歩行者と車両の動線分離	2
(2)	来庁者の利便性に配慮した駐車場・駐輪場の整備	2
①	駐車場の整備	3
②	駐輪場の整備	3
(3)	ユニバーサルデザインに配慮した県庁敷地の整備	3
①	県庁敷地内への容易なアプローチと 敷地内の安全な動線の確保	3
②	身体障害者用駐車場の整備	3
3	オープン化に向けた県庁敷地の整備内容	5
(1)	既存の緑地帯の再整備	5
①	本館前庭の緑地	5
②	敷地東側（舞鶴通り沿い）の緑地帯	7
③	別館前の緑地帯	7
(2)	新たな緑地帯の整備と活用	7
①	別館北側の緑地帯の整備	7
②	防災新館東側の緑地帯の整備	8
③	その他の緑地帯の整備	8
(3)	県指定有形文化財の活用	8
①	県政歴史展示室の整備	8
②	山梨近代偉人館の整備	9
(4)	歩道と車道の分離	9
①	歩行者の動線	10
②	車両の動線	10
③	門の整備	10
(5)	駐車場・駐輪場の整備	12
①	駐車場の整備	12
②	駐輪場の整備	12

1 計画の目的と位置づけ

県庁舎については、平成21年3月に策定した「県庁舎耐震化等整備基本計画」（以下「基本計画」という。）において、耐震化が必要な県民会館、県民情報プラザ、第一・第二南別館、東別館を集約建替し、大規模災害時の防災拠点として、防災新館を整備するとともに、文化財的価値の高い議事堂・別館の耐震改修などを行い、全ての耐震化を「山梨県耐震改修促進計画」で定める平成27年度末までに完了させることとしている。

また、県庁敷地については、県民に身近で利用しやすい開かれた敷地とするため、敷地境界にある門扉・フェンスをできる限り取り除き、県民や観光客などの通行を容易にし、年間を通して一般開放することによりオープン化を図るとともに、来庁者用駐車場の拡充に合わせ、歩行者と車両との動線の分離や緑化等を進め、来庁者が安心して憩える場となるよう整備することとしている。

こうした基本計画の考え方をはじめ、「甲府駅南口周辺地域修景計画」（以下「修景計画」という。）における県庁周辺の整備方針との整合性を図るとともに、「山梨近代偉人館」や「県政歴史展示室」の整備による別館の活用などを踏まえ、今後の県庁敷地の姿を明らかにする「オープン県庁敷地整備計画」を定める。

2 オープン県庁敷地整備の基本的な考え方

県庁敷地は、甲府駅と甲府市中心街との間に位置することから、活気やにぎわいの創出に配慮するとともに、県民や観光客などが安心して訪れ、憩うことのできるオープンな敷地として整備することが求められている。

また、「修景計画」においては、甲府駅周辺、平和通り周辺、商店街周辺などの都市的な空間と甲府城などの歴史・文化的資源とをつなぐゾーンとして位置づけられ、緑豊かでゆとりが感じられる空間づくりと、甲府城を近くに感じさせ、行きたくなる空間づくりを目指すこととしている。

このため、県庁敷地については、甲府市中心街や甲府城など周辺地域への人の流れを促し、活気やにぎわいの創出を図るとともに、周辺環境や景観との調和に十分に配慮する中で、甲府駅南口周辺地域において、歴史と文化が感じられる、開放的な敷地とすることを基本に整備することとする。

さらに、県庁敷地の整備に合わせて、県指定有形文化財である別館の博物館的な活用を図るほか、防災新館において甲府城の石垣等を展示・公開するなど、歴史・文化的資源を積極的に活用するとともに、敷地の整備に当たっては、必要に応じて敷地の調査を行うなど、埋蔵文化財には十分配慮することとする。

(1) 来庁者が安心して憩える県庁敷地の整備

県庁敷地は、甲府駅、甲府市中心街、甲府城などをつなぐゾーンとして、活気やにぎわいの創出に配慮するとともに、県内外から訪れる来庁者が、安心して憩える場として整備する。

また、防災拠点として高度な機能を備えた防災新館が整備されることを踏まえ、大規模災害時の利用なども想定したオープンな県庁敷地として整備する。

① 緑地帯の整備と活用

本館前庭などの既存の緑地帯については、舞鶴通りやスクランブル交差点から見た県庁舎の景観に十分配慮し、オープン県庁にふさわしい開放感のある広場や緑地帯として再整備する。

また、現在、駐車場として利用している別館北側の敷地に、新たな緑地帯を整備するとともに、建物の周囲などに緑地帯を設け、「山梨県環境緑化条例」に基づく20%の緑化を図る。

新たに整備する緑地帯には、ベンチや東屋を設置するなど、県民や観光客、来庁者が気軽にくつろげる憩いの場として整備するとともに、県産花きの展示を行うなど、本県の魅力・資源を情報発信していく場として活用する。

また、県庁東側敷地にある源泉については、温泉県山梨をアピールするとともに、県民や観光客などが気軽にくつろげる憩いの場とするため、甲府城と一体となった公園的な利用の中で、足湯施設としての活用を検討する。

※ 山梨県環境緑化条例とは

環境緑化の推進を図ることを目的とした条例。庁舎においては、敷地面積の20%以上の緑化に努めなければならないこととされている。

② 歩行者と車両の動線分離

来庁者が身近で利用しやすく、安心して歩行できるよう、西門から別館の西側を経て本館に至るまでの敷地西側は歩行者専用、別館東側から北別館に至るまでの敷地東側は車両専用とし、県庁敷地内の歩車分離を図る。

(2) 来庁者の利便性に配慮した駐車場・駐輪場の整備

来庁者用駐車場が恒常的に不足している現状に加え、防災新館1階の県民利用・商業施設や博物館的な活用を図る別館を訪れる利用者の増加を見込み、来庁者用の駐車場を拡充するとともに、構内の路上駐車を排除した上で、歩行者の安全確保を図る。

① 駐車場の整備

来庁者用駐車場については、防災新館地下1階や警察別館跡地など北別館西側に新たに整備するほか、県民会館跡地等について、公園的な利用が行われるまでの間、駐車場として利用することとし、従来の駐車台数約130台を上回る約200台を確保する。

また、防災新館地下1階の来庁者用駐車場については、来庁目的以外の利用者にも一般開放（有料）し、来庁者の利便性に配慮する。

公用車用駐車場については、防災新館地下2階に警察車両専用の駐車場を整備するとともに、当面、東別館跡地を利用するなど、必要台数を確保する。

② 駐輪場の整備

来庁者用駐輪場については、各庁舎へのアクセスが容易な場所に約10台を整備し、来庁者の利便性を確保する。

また、別館西側の第一車庫跡地に立体駐輪場を整備するなど、自転車とバイクを区分けした上で、職員用駐輪場を確保する。

(3) ユニバーサルデザインに配慮した県庁敷地の整備

「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」を踏まえ、県庁敷地を訪れる来庁者に対して、できる限り利用しやすい施設や環境を提供する。

※ ユニバーサルデザインとは

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

① 県庁敷地内への容易なアプローチと敷地内の安全な動線の確保

舞鶴通りやスクランブル交差点からのアクセスを容易にするため、県庁敷地と歩道との境界にある植栽やフェンスを撤去するとともに、敷地内は、できる限り段差をなくし、車いすなどでも自由に出入りできるよう整備する。

また、視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、歩行者の安全な動線を確保した上で、形状や色彩などに十分配慮する。

さらに、県庁敷地内に設置する案内看板については、点字の併記をはじめ、絵やイラストなどを用いた分かりやすい表示とともに、設置の位置も工夫するなど、様々な利用者に対して、必要な情報が容易に得られるよう配慮した整備を行う。

② 身体障害者用駐車場の整備

身体障害者の利便性に配慮し、専用の駐車場として約8台を整備するとともに、

容易に車の出し入れや乗り降りが可能となるよう十分な幅員・スペースを確保する。



県庁舎耐震化等整備事業前の県庁敷地

3 オープン化に向けた県庁敷地の整備内容

(1) 既存の緑地帯の再整備

既存の緑地帯については、県庁敷地全体の統一感や周辺環境に十分配慮する中で、オープン化にふさわしく、明るく開放感のある広場等として再整備する。

① 本館前庭の緑地

前庭は、文化財的価値の高い別館正面の眺望を確保するなど、周辺環境や景観との調和が求められる場所であるとともに、本館、別館のほか、新たに整備する防災新館の正面に位置するなど、正に、県庁の中心的な場所であり、来庁者が訪れやすい県庁の雰囲気を作り出す上で、重要な役割を持っている。

また、県庁敷地を訪れる県民や観光客などを、別館や防災新館1階の県民利用・商業施設をはじめ、甲府市中心街や甲府城などへ誘うため、敷地内の安全な移動や周辺地域との回遊性を高めることが求められる。

さらに、高度な機能を備えた防災拠点である防災新館に隣接するため、大規模災害時における関係車両等の駐車場や緊急物資の備蓄・配布場所としての利用のほか、各種行事・イベントの開催場所としての活用も見込まれる。

このため、前庭については、既存の樹木や石などをできる限り移設した上で、多目的に利用できる円形のオープン広場を整備するとともに、外周には来庁者や車両の通路を確保し、明るく開放感のある機能的な前庭として再整備する。

※ 前庭は、「白鳳の庭」と呼ばれ、昭和29年から十数年の歳月をかけた野呂川流域総合開発事業（主に野呂川流域の電源開発や野呂川林道の開設など）の記念として、野呂川溪谷（観光名称「白鳳溪谷」）をイメージし、昭和39年4月に造られたものである。

庭園造りの権威と言われた柴田基之介が設計を行い、県庁東門から見て、手前が奈良田湖、右手に野呂川林道、左手に



上空から見た前庭

電源開発道路、別館寄りの小高い箇所が両股源流、本館寄りの川を渡る所が広河原と言われている。

石は、すべて白鳳溪谷の広河原から運搬し、樹木は、県内外から移植、また中央部には「六地藏石幢」（ろくじぞうせきとう）が建てられている。

整備イメージ



※ 六地藏石幢（ろくじぞうせきとう）

室町時代に造られ、北巨摩方面から移されたもので、庭師が灯笼に見立てたと考えられている。平安時代から造り始められたと伝えられる我が国の石幢は、初期の頃には主として経文埋納施設の標識や供養塔として建てられ、様式も単制（基礎・幢身・笠・宝珠からなる）のものが多かったが、室町時代頃から地藏信仰と結び付いて、六地藏像を六角の龕部（がんぶ：灯笼の火を灯す部分）の中に納めるか、あるいは六面に刻んだ複制（基礎・竿・中台・龕部・笠・宝珠からなり重制ともいう。）のものが造られるようになり、江戸時代以降広く一般に普及した。

（甲府市史調査報告書4 甲府の石造物 甲府市市史編纂委員会）



前庭にある六地藏石幢

② 敷地東側（舞鶴通り沿い）の緑地帯

舞鶴通りからの進入口となることから、歩道との境界にある植栽（垣根）を撤去し、甲府城との連続性が確保できるようベンチや水場などを備えたポケットパークとして整備する。

また、別館の東南角部が狭隘であることから、円滑な車両通行を確保するため、一部緑地帯を撤去する。



敷地東側緑地帯

③ 別館前の緑地帯

別館の建設後に整備したものであるが、別館の景観とも調和していることから、現状の緑地帯として残し、高木については、剪定や移植などを行い、県指定有形文化財である別館正面の眺望に配慮する。

（２）新たな緑地帯の整備と活用

県庁敷地の緑化率は、現状９％にとどまっているが、「山梨県環境緑化条例」に定められた２０％の敷地内緑化を図るため、新たに緑地帯を整備する。

また、新たな緑地帯については、開放感のある敷地とするため、できる限り低木を植栽するとともに、来庁者の憩いの場として積極的に活用する。

① 別館北側の緑地帯の整備

現在、駐車場として活用している別館北側の西敷地については、来庁者が、県庁西門から最初に訪れる場所となることから、オープンな県庁敷地にふさわしい、開放感のある気軽にくつろげる芝生広場として整備するとともに、東屋やベンチを配置する。

一方、東敷地についても、西敷地との調和を図るため、芝生広場として整備するとともに、本館前庭の樹木や石を移設するなど、これまで培ってきた県庁敷地の雰囲気づくりにも配慮する。

また、この別館北側の緑地帯は、本館前庭に次ぐ広さがあることから、大規模災害時の関係車両等の駐車場への転用なども想定し、大規模な施設の設置はできる限り行わないこととする。

② 防災新館東側の緑地帯の整備

スクランブル交差点や舞鶴通りから、県庁敷地へ容易に、かつ自由にアクセスできるようにフェンスなどを撤去するとともに、甲府城など周辺環境との一体感を醸し出せるよう、石畳や植栽を配置した「石垣パーク」を整備する。

また、「石垣パーク」には、甲府城など周辺の景観を眺望できる展望スペースを整備する。

③ その他の緑地帯の整備

県庁西門から敷地西側に整備する歩行者専用スペースをはじめ、委員会室棟及び議事堂北側など建物の周囲については、歩道・車道や駐車場の整備に合わせ、できる限り植栽を行い、緑地帯を設ける。

また、北別館南に整備する駐車場についても、緑化ブロック舗装などにより、緑化を進める。

さらに、別館の改修後に解体する西別館の跡地については、平和通りに面するポケットパークとして緑地帯を整備し、議事堂が一望できる景観を確保する。



議事堂を望む県庁西門と西別館（右側）

※ 緑化ブロック舗装

一定間隔でブロックを敷設し、その隙間に芝を育成させる舗装

（3）県指定有形文化財の活用

県議会議事堂とともに、平成21年12月24日に県指定有形文化財として指定された別館については、執務室として利用するほか、県庁敷地のオープン化やにぎわいの創出に資するよう一部を博物館的に活用し、文化財的な価値とともに、本県の歴史などを積極的に情報発信する。

① 県政歴史展示室の整備

創建時の意匠を色濃く残し、建築物的価値が高いエントランスホール、中央階段をはじめ、旧知事室（現：警察本部長室）、旧知事応接室（現：公安委員室）及び正庁（現：執務室）は意匠の保存に配慮した補修・修復を行うとともに一般に公開する。

また、別館2階の旧知事室及び旧知事応接室に県政の主な出来事、写真等を展示

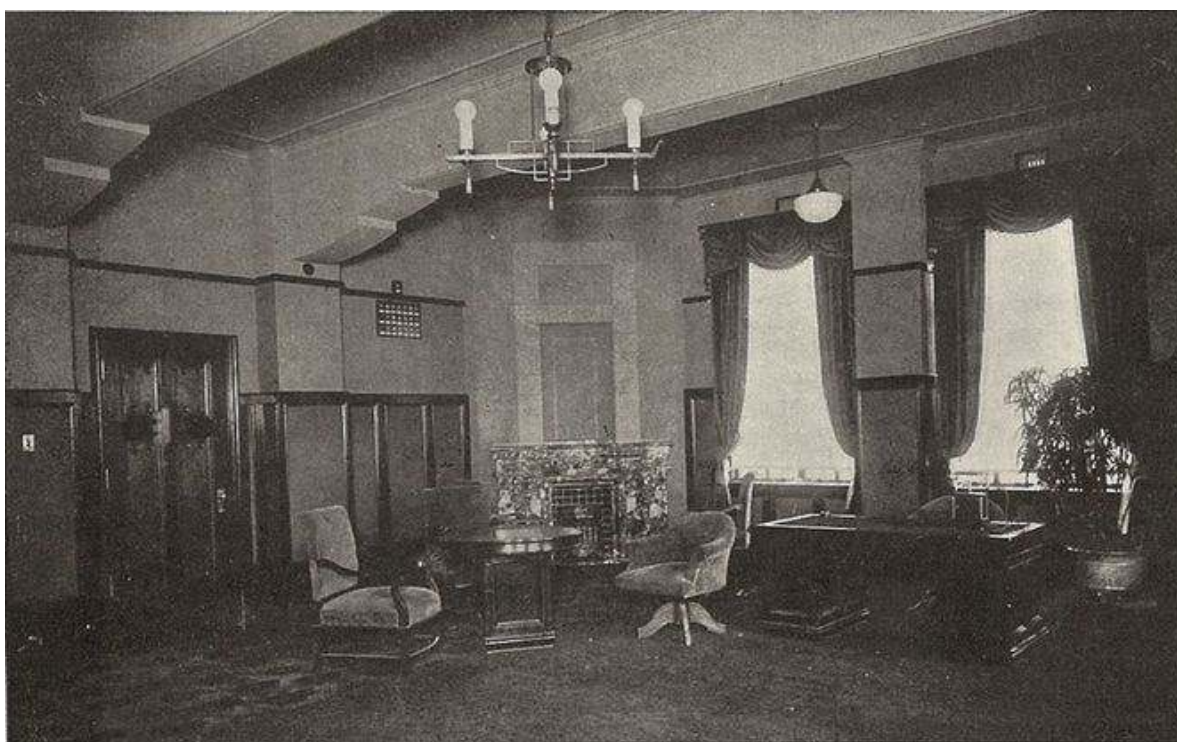
した「県政歴史展示室」を整備し、県政のこれまでの歩みを紹介する。

※ 正庁

公式行事や公賓の接遇等を行うため、県庁舎内に設置された特別な部屋

② 山梨近代偉人館の整備

「県政歴史展示室」の整備と合わせ、現在の本県発展の礎を築いた「ふるさと山梨の先人」の功績などの情報発信とともに、本県の歴史を再認識する場とするため、明治以降の近代において、「甲州財閥」の名で呼ばれ活躍した実業家をはじめ、政治・学術・国際交流などの分野で貢献した先人の功績をパネルや写真等で紹介する「山梨近代偉人館」を整備する。



旧 知 事 室

(県庁舎議事堂新築工事要覧 昭和5年4月 山梨県)

(4) 歩道と車道の分離

県庁敷地内における歩行者や車両の安全で円滑な移動とともに、敷地を經由した甲府市中心街や甲府城など周辺地域への歩行者の誘導など、来庁者の利便性や安全性を確保するため、敷地西側は歩行者専用、敷地東側は車両専用とし、敷地内の歩車分離を図る。

① 歩行者の動線

県庁西門から本館に至るまでの敷地西側に、十分な幅員を確保した歩行者専用の通路を整備するとともに、県庁敷地の中心となる本館前庭の円形広場の外周に歩道を整備し、防災新館1階の県民利用・商業施設や別館を訪れる県民や観光客など、敷地内を移動する利用者はもとより、甲府市中心街・甲府城への通行者などの安全な動線を確保する。

また、甲府駅方面との通行を容易にするため、防犯面にも配慮しながら、北別館西側の敷地境界に新たに歩行者用の出入口を整備する。

県庁敷地内の移動をはじめ、甲府駅、甲府市中心街、甲府城など周辺地域への円滑な誘導を図るため、分かりやすい案内看板を設置する。

② 車両の動線

車両については、これまでと同様、平和通り沿いの西門と舞鶴通り沿いの東門を利用することとし、西門からの進入車両は、敷地の北側に整備する北別館西駐車場や北別館南駐車場を利用し、東門からの進入車両は、防災新館地下駐車場の利用を誘導するなど、県庁敷地内における南北間の移動車両をできる限り少なくする。

一方、来庁者用駐車場の利用状況などにより、県庁敷地内を移動せざるを得ない車両が見込まれることから、敷地東側は、歩行者の通行を制限した車両専用通路とするとともに、十分な車路幅員が確保できない別館の東南角部について、舞鶴通り沿いの緑地帯の一部を車両通路として整備することにより、安全な対面交互通行を確保する。

また、本館前庭については、本館・別館・防災新館などを訪れる来庁者をはじめ、県庁敷地を利用する歩行者の安全性に配慮するとともに、建物正面への車両の乗り入れなどを考慮して、円形（ロータリー型）の車両動線とする。



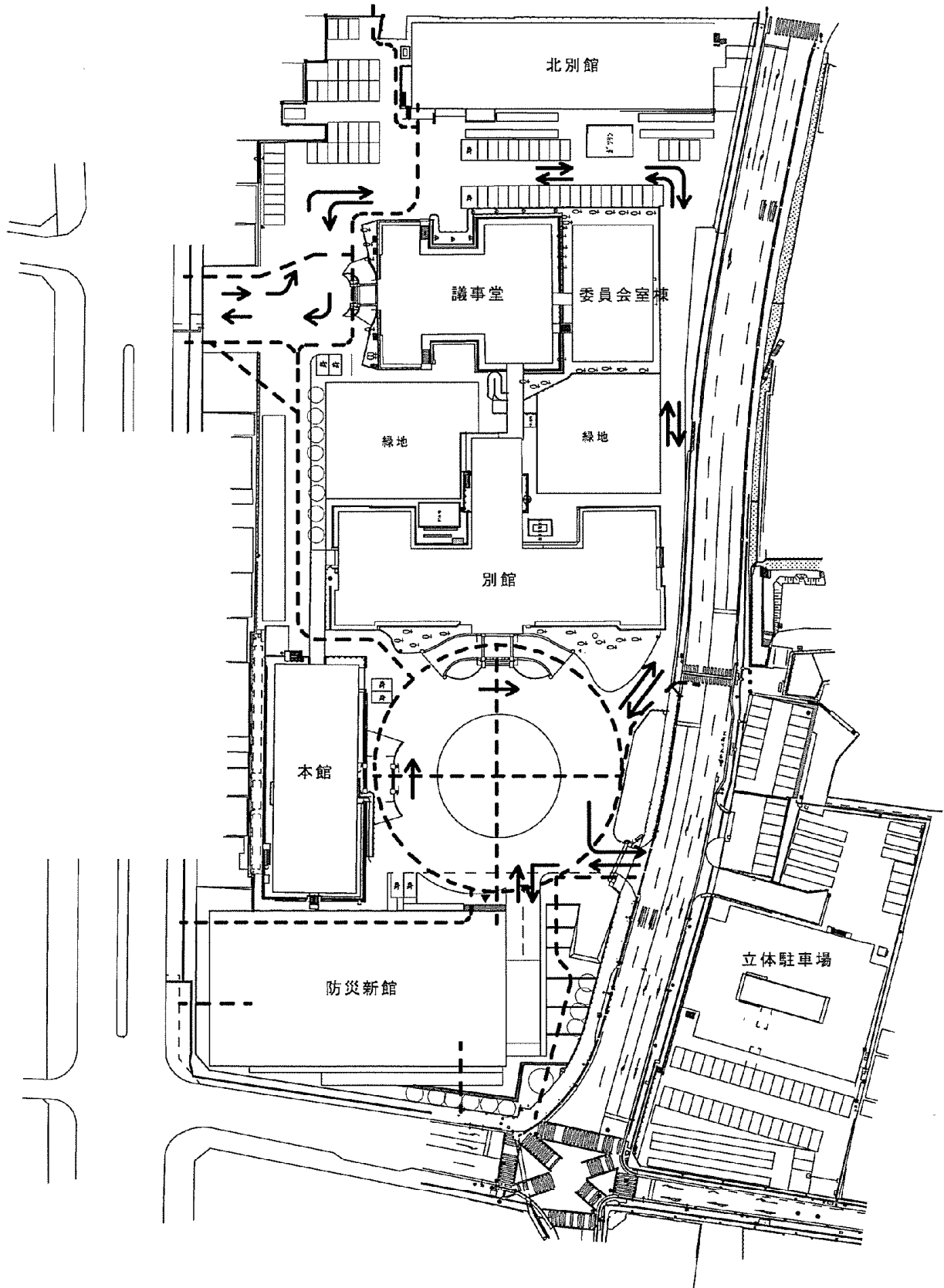
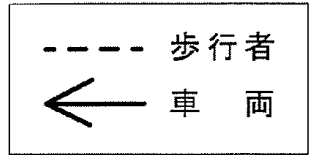
狭隘な別館東南角部

③ 門の整備

県庁東門及び西門については、県庁敷地のオープン化という観点から、閉鎖的雰囲気のある既存の門扉は撤去する。

また、防犯の観点から、夜間、休日においては、駐車ポール（車止め）や進入防止チェーンなどにより、一般車両の進入を制限する。

動線計画イメージ（歩行者・車両動線）



(5) 駐車場・駐輪場の整備

① 駐車場の整備

ア 来庁者用駐車場の整備

防災新館地下1階、警察別館の解体跡地を含む北別館西に新たに整備するとともに、北別館南を再整備することにより、現状を上回る約170台を確保するほか、当面、県民会館跡地を駐車場として活用するなど、合わせて約200台を確保する。

また、本館や防災新館、北別館に隣接する場所などに、身体障害者用駐車場を約8台確保する。

さらに、防災新館1階の県民利用・商業施設への来館や児童・生徒の県庁見学などの大型バス利用者のため、県庁東側敷地に大型バス駐車場を整備する。



北別館西駐車場整備予定地

イ 来庁者用駐車場の一般開放

中心市街地の活性化のため、防災新館1階を「活気やにぎわいを創出」する場として整備することから、防災新館地下1階駐車場については、年間を通じて一般開放する。

一般開放する駐車場利用については、有料とし、今後、甲府市内の近隣駐車場の料金などを勘案し、条例で具体的な内容を規定する。

なお、防災新館1階の県民利用・商業施設や別館の「山梨近代偉人館」・「県政歴史展示室」の利用者については、1時間まで無料とする。

ウ 公用車用駐車場の整備

防災新館地下2階に警察車両専用の駐車場を整備するほか、当面、東別館跡地や東立体駐車場を利用するなど、必要な公用車駐車場を確保する。

② 駐輪場の整備

県庁敷地の歩車分離や別館北側の緑地帯の整備に合わせ、通路や建物周辺に点在する自転車やバイクの駐輪場を再編整理し、別館西側の庁舎脇に来庁者用として約10台の駐輪場を整備する。

また、第一車庫跡地の2階建て立体駐輪場のほか、北別館スロープ跡地の駐輪場を新設するなど、自転車とバイクを分離した職員用駐輪場を再整備する。



立体駐輪場建設予定地（第一車庫）

駐車場・駐輪場配置図

